

7月

- 所得税の予定納税額の納付(第1期分)
納期限…7月31日
- 所得税の予定納税額の減額申請
申請期限…7月15日
- 固定資産税(都市計画税)の第2期分の納付
納期限…7月中において市町村の条例で定める日
- 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…7月10日
(年2回納付の特例適用者は、1月から6月までの徴収分を7月10日までに納付)
- 5月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…7月31日
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日
- 11月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…7月31日
- 消費税の年税額が400万円超の2月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(3月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…7月31日

8月

- 個人事業税の納付(第1期分)
納期限…8月中において各都道府県の条例で定める日
- 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)
納期限…8月中において市町村の条例で定める日
- 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…8月10日
- 6月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…8月31日
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…8月31日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…8月31日
- 12月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…8月31日
- 消費税の年税額が400万円超の3月、9月、12月決算法人、個人事業者の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…8月31日
- 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…8月31日
- 個人事業者の27年分の消費税・地方消費税の中間申告
申告期限…8月31日

9月

- 8月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…9月10日
- 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…9月30日
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日
- 1月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…9月30日
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日
- 消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(5月決算法人は2ヵ月分)〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日



目次

税務カレンダー	1
会長退任挨拶・会長就任挨拶	2
平成27年度定時総会概要報告	3
春の表彰受賞者紹介	6
平成28年度税制改正に関する提言	7
小学生の税に関する絵はがきコンクール優秀賞作品紹介	10
部会だより	11
会員企業紹介	12
地区会だより	13
新会員・部会員紹介	15
健康情報 『血液型と性格は本当に関係があるの?』	16

経営のヒント	
経営者が心掛ける「気づくための4つのポイント」	17
最近の話題から	
免税店を始めるにはどうすればいいの?	19
東京五輪、ロボットがアシスト/ハイテク作戦で世界をおもてなし	20
税理士会コーナー	
税理士会からのお知らせ	21
経営寸話	22
税務署コーナー	
法人番号の制度概要について	23
中高生の「税の作文」を募集	25
お知らせ・表紙説明	26

会長 退任挨拶



顧問
市川 武

思い起こせば、平成6年に高崎地区会に支部が創設されて以来、21年間法人会活動に深く関わりを持つようになりました。

高崎法人会は会員数4513社を擁し、群馬県9法人会の中でも最大の規模を誇る団体でございます、私のような凡人がよもやこのような立場になるとは夢にも思っておりませんでした。

昨年の11月に信澤会長が入院され、復帰するまで時間がかかると聞いたとき、予定していた行事が滞ってはならないと必死になって努めてまいりました。

幸いにして皆様のご指導とご協力のおかげで総ての行事を遅滞なく終了するこ

とが出来ました。

私の役目は信澤会長の残任期間ということでお引き受けいたしました。

大変短い期間ではございましたが、プレッシャーを感じながら精一杯勤めて参りました。皆様のご厚情に感謝申し上げます。

後任の横田新会長は大変優秀な方でございまして、高崎法人会にふさわしい活躍をされる人材でございます。

しかし、皆様のご協力なくして会の運営は成り立つて参りません。私同様ご支援を賜り、高崎法人会を大いに盛り上げていただきたいと思っております。

また、税務当局、市町村、商工会議所、関係諸団体のご指導とご協力を賜り、まことにありがとうございます。

結びに信澤会長のご冥福をお祈りすると共に皆様のご企業のご発展とご多幸をご祈念申し上げます、退任のご挨拶といたします。

会長 就任挨拶



会長
横田 貞一

昨年末、当会会長信澤卓氏が急逝され、その残任期間を市川武氏が会長を引き継ぎましたが、役員会改選期に当たる年でもあり、市川会長の下協議の結果、5月の理事会においてご推挙いただき、今総会でご承認を賜り、会長に就任することになりました。

高崎法人会は、良き経営者を目指す者の団体として、企業の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献する事を基本方針とし、企業と地域社会の為の事業活動を着実に進めてまいりました。

高崎税務署管内の税務協力及び公益団体としての活動は揺るぎないものでござ

います。これも故信澤会長並びに市川前会長のご尽力の賜物と思えます。

私も、これまでも増して公益事業の推進に力を入れて行きますとともに、時代に対応した地域の中で存在価値のある法人会を皆様と共に目指して参りたいと考えております。

この度の役員改選で、役員及び委員会組織が新たなものとなりました。ご就任いただいた役員及び委員各位には、特段のご協力を宜しくお願い申し上げます。

結びに、高崎税務署をはじめ、関係機関各位、及び会員の皆様方の一層のご鞭撻とご協力をお願い申し上げます。会長就任のご挨拶と致します。

今後とも、ご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。



安心できると、
新しい未来が見えてくる。

企業保障約36万社

※平成25年度末。当社調べ。
企業保障の件数は、個人保険・個人年金保険の法人契約者数。



大同生命 群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260



総会
概要報告



市川前会長

平成二十七年年度一般社団法人高崎法人会 定時総会を、去る五月二十六日（火）午後四時より、高崎ビューホテルにて、ご来賓並びに会員・役員約二二〇名が参加して開催され、下記の議案及び報告事項が承認、報告され、役員改選では、横田貞一氏が新会長に互選されました。

展に努め、身近で信頼される魅力ある法人会づくりのため、取り組む事が出来たと述べました。

○議案を承認

議案第一号

平成二十六年度収支決算承認の件

（26年度収支決算に関する監査報告）

議案第二号

任期満了に伴う役員改選の件

○報告事項

①平成二十六年度事業報告

②平成二十六年公益目的支出計画実施報告書

③平成二十七年事業計画及び収支予算

※議案の概略については四・五頁参照。
※皆様にご承認いただきました。

議案及び報告事項につきましては、高崎法人会ホームページの情報公開資料のページにて適宜掲載してまいります。



議事終了後、表彰式が行われ、役員功労者表彰、組織充実功労地区会表彰、組織充実功労者表彰、会員増強目標達成賞、厚生制度推進功労者感謝状贈呈、優良経理担当者表彰を行いました。

○表彰式



横田新会長

○高崎税務署長、税理士会高崎支部長が祝辞

ご臨席いただいた多数のご来賓を代表して、吉田高崎税務署長、折田税理士会高崎支部長よりご祝辞を頂戴しました。



折田税理士会高崎支部長



吉田高崎税務署長



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

貸借対照表

—平成27年3月31日現在—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
普通預金	6,712,175	4,548,405	2,163,770
前払金	7,792,434	7,921,826	△ 129,392
流動資産合計	14,504,609	12,470,231	2,034,378
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	7,000,000	7,000,000	0
基本財産合計	7,000,000	7,000,000	0
(2) 特定資産			
社会貢献活動引当資産	700,407	700,266	141
周年行事引当資産	4,564,354	4,563,553	801
退職給付引当資産	4,108,927	3,608,202	500,725
財政調整引当資産	2,500,000	1,000,000	1,500,000
地区会・部会引当資産	5,186,448	5,715,824	△ 529,376
特定資産合計	17,060,136	15,587,845	1,472,291
(3) その他固定資産			
什器備品	383,072	562,763	△ 179,691
電話加入権	155,784	155,784	0
保証金	2,299,000	2,299,000	0
その他固定資産合計	2,837,856	3,017,547	△ 179,691
固定資産合計	26,897,992	25,605,392	1,292,600
資産合計	41,402,601	38,075,623	3,326,978
II 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	146,525	179,190	△ 32,665
流動負債合計	146,525	179,190	△ 32,665
2. 固定負債			
退職給付引当金	4,108,927	3,608,202	500,725
固定負債合計	4,108,927	3,608,202	500,725
負債合計	4,255,452	3,787,392	468,060
III 正味財産の部			
1. 基金			
基金	0	0	0
2. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
3. 一般正味財産			
(1) 代替基金	0	0	0
(2) その他一般正味財産	37,147,149	34,288,231	2,858,918
一般正味財産合計	37,147,149	34,288,231	2,858,918
(うち基本財産への充当額)	7,000,000	7,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	12,951,209	11,979,643	971,566
正味財産合計	37,147,149	34,288,231	2,858,918
負債及び正味財産合計	41,402,601	38,075,623	3,326,978

平成26年度正味財産増減計算書

—自平成26年4月1日～至平成27年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	599	1,397	△ 798
特定資産運用益	2,335	3,034	△ 699
受取会費	29,794,000	30,412,000	△ 618,000
事業収益	1,006,000	931,500	74,500
受取補助金等	16,784,700	16,475,102	309,598
受取負担金	8,723,691	8,920,066	△ 196,375
雑収益	1,550,646	1,744,269	△ 193,623
【経常収益計】	57,861,971	58,487,368	△ 625,397
(2) 経常費用			
事業費	46,458,422	51,163,052	△ 4,704,630
(税の啓発活動費)	5,973,112	6,059,598	△ 86,486
(税務経営支援事業)	465,688	579,801	△ 114,113
(地域社会貢献事業)	3,332,443	3,765,995	△ 433,552
(会員増強事業)	355,343	130,485	224,858
(会員支援事業)	770,982	674,269	96,713
(地区会・部会支援事業)	15,633,658	19,535,690	△ 3,902,032
按分共通費用	19,927,196	20,417,214	△ 490,018
管理費	8,044,631	8,187,154	△ 142,523
【経常費用計】	54,503,053	59,350,206	△ 4,847,153
【当期経常増減額】	3,358,918	△ 862,838	4,221,756
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	3,358,918	△ 862,838	4,221,756
【一般正味財産期首残高】	33,788,231	34,651,069	△ 862,838
【一般正味財産期末残高】	37,147,149	33,788,231	3,358,918
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	15,480,400	15,160,500	319,900
一般正味財産への振替額	△ 15,480,400	△ 15,160,500	△ 319,900
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	37,147,149	33,788,231	3,358,918

法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。



がん保険なら



医療保険なら



■引受保険会社(お問い合わせ先)

Afiac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー-13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

平成27年度収支予算書

—自平成27年4月1日～至平成28年3月31日—

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,000	5,000	0
特定資産運用益	5,000	5,000	0
受取会費	30,200,000	30,600,000	△ 400,000
事業収益	930,000	930,000	0
受取補助金等	17,600,000	16,840,000	760,000
受取負担金	10,070,000	10,180,000	△ 110,000
雑収益	1,460,000	1,460,000	0
【経常収益計】	60,270,000	60,020,000	250,000
(2) 経常費用			
事業費	55,848,000	56,601,400	△ 753,400
(税)の啓発活動費	7,077,000	6,920,000	157,000
(税務経営支援事業)	160,000	630,000	△ 470,000
(地域社会貢献事業)	5,150,000	4,700,000	450,000
(会員増強事業)	700,000	540,000	160,000
(会員支援事業)	860,000	930,000	△ 70,000
(地区会・部会支援事業)	22,500,000	21,984,000	516,000
按分共通費用	19,401,000	20,897,400	△ 1,496,400
管理費	8,299,000	8,122,600	176,400
【経常費用計】	64,147,000	64,724,000	△ 577,000
【当期経常増減額】	△ 3,877,000	△ 4,704,000	827,000
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益	0	0	0
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
【経常外費用計】	0	0	0
【当期経常外増減額】	0	0	0
【当期一般正味財産増減額】	△ 3,877,000	△ 4,704,000	827,000
【一般正味財産期首残高】	33,788,231	28,062,000	5,726,231
【一般正味財産期末残高】	29,911,231	23,358,000	6,553,231
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	15,860,000	15,480,400	379,600
一般正味財産への振替額	△ 15,860,000	△ 15,480,400	△ 379,600
【当期指定正味財産増減額】	0	0	0
【指定正味財産期首残高】	0	0	0
【指定正味財産期末残高】	0	0	0
III 正味財産期末残高	29,911,231	23,358,000	6,553,231

表彰・感謝状
受賞者紹介

◎役員功労者表彰(15名)

赤羽貞利(高崎)、上原郁夫(高崎)、川鍋太志(高崎)、宮田麻子(高崎)、望月孝治(高崎)、吉井伸之(高崎)、見城光範(渋川)、萩原永史(安中)、萩原義人(榛名)、三俣実(榛東)、仙名康次(子持)、佐藤明子(新町)、塚越康弘(新町)、今井健介(北橘)、小林明(吉井)

◎組織充実

功労地区会表彰(2地区会)

「5年連続70%台維持」

伊香保地区会

「70%台達成」

榛名地区会

◎会員増強目標達成賞(1支部)

高崎地区会中尾支部

◎組織充実功労者表彰(4名)

「会員増強功労5社以上」

高橋正光(税理士会)、木幡義(AIU)

「会員増強功労3社以上」

柳澤佳雄(箕郷)、黒澤眞里子(AFLAC)

猪岡梅代(高崎)、石倉秀明(高崎)、柴崎浩幸(高崎)、柳井洋之(高崎)、塩ノ谷知恵(高崎)、高田壽美子(安中)、柴山さよ子(群馬)

◎厚生制度

推進功労者感謝状(6名)

井ノ口光代(大同生命)、佐島美佐江(大同生命)、田村孝広(AIU)、吉井賢一(AIU)、石田正人(AFLAC)、黒澤眞里子(AFLAC)

「一般表彰」

清水則子(高崎)、白石憲章(高崎)、真下昭紀(高崎)、大河原由美子(箕郷)、星野美砂(吉岡)

(地区会別・五〇音順 敬称略)

◎優良経理担当者表彰(14名)

「特別表彰」

猪岡梅代(高崎)、石倉秀明(高崎)、柴崎浩幸(高崎)、柳井洋之(高崎)、塩ノ谷知恵(高崎)、高田壽美子(安中)、柴山さよ子(群馬)



「生きる」を創る。

Aflac 保険相談

募集代理店

(有)井田総合ビジネス

〒370-0069 群馬県高崎市飯塚町469-2
TEL027-361-8431 FAX027-361-8455

アフラック(アメリカンファミリー生命)
サービスショップ
高崎飯塚店
(駐) 駐車場完備

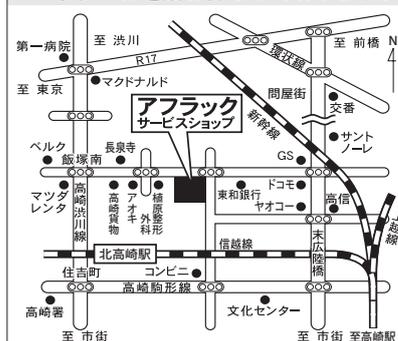
アフラック い〜な
☎0120-0269-17

ホームページから見積りできます。

http://www.idasogo.co.jp
master@idasogo.co.jp

●営業時間 9:00～18:00(日曜・祝日定休)●

ご来店・お電話お待ちしております。



春の表彰等受賞者紹介

(表彰等の荣誉に浴された役員の皆様を
ご紹介いたします。(敬称略・順不同))

全法連功労者表彰



横田 貞一

会長
平和衡機㈱



林 進

理事
厚生副委員長
榊林製作所

県法連会長表彰



町田 久

副会長
研修委員長
榊川製作所

県法連功労者表彰



竹内 健

副会長
総務委員長
マクロ㈱



小野 喜一

監事
榊小野製作所



羽鳥 武久

理事
広報副委員長
榊羽鳥鉄工所



温井 捷雄

前理事
前高崎地区会矢中支部長
温井自動車工業㈱



清水 威

理事
榛名地区会長
サンエス工業㈱





電子申告で効率UP!

国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続がインターネットで行えます。

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1カ月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

> 添付書類の提出省略 還付がスピーディ

国税電子申告・納税システム

法人会 法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

平成28年度 税制改正に関する提言

高崎法人会・税制委員会では会員の声を基に平成28年度向け税制改正に関する提言を取り纏めました。

この提言は、群馬県法人会連合会、全国法人会総連合を経て、全国90万社の法人会会員企業の声として取り纏められます。

(なお、全法連が取り纏めた提言は次号に掲載いたします。)

また、高崎法人会税制委員会では、会員の皆様の税制に関するご意見等を随時募集しております。高崎法人会事務局までFAXまたは郵便でお寄せ下さい。

1、はじめに

日本の未来のために 本当に効果のある中小企業の活性化と少子化対策を

アベノミクスにより我が国の経済景況指数が大手企業を中心に、一気に伸びてきている。

しかし、地域経済に根ざす中小零細企業にとつては、消費税増税が執行され、基礎資材等に付加され、原材料や調達物資のほとんどが高騰し、価格転換もできず、景気循環連鎖から取り残されている。

この景気循環連鎖の最終基点である中小零細企業の状況は厳しく、波及効果の恩恵を受けるには程遠いだけでなく、産業界、事業者間、地域間で大きな偏りが生じてきており、格差が一気に広がってきている。

また、大手企業の海外移転に伴う地域産業の空洞化

とサプライチェーンの崩壊は、高度成長をもたらし、永年我が国を安定的に支えてきた日本の産業構造を崩れ去ろうとしている。

さらに産業の空洞化は、技術の蓄積、培われ、集積された我が国の「ものづくり」を支えた「産業集積」と「技術基盤」の崩壊に繋がり、技術流出につながることも考える必要がある。更に、地域経済と地域社会の「街づくりに」にも大きな打撃を与えられることも看過できない構造基盤の揺らぎとして捉えられる。

日本の産業構造及び地域の社会基盤の再生のためには、新たなサプライチェーンの模索と構築が肝要であり、地域経済の担い手である中小零細企業の新たな挑戦こそが、地域の担税基盤の強化拡大に繋がり、地域の雇用拡大にも繋がるものである。

地域経済・中小零細企業の基盤強化・再興は国の存亡にかかわることであり、地域経済・中小零細企業やそこで働く人々が満足でき

る収入や利益がなければ、増税や安定した社会保障の議論はできない。企業やそこで働く人々に十分な収入があつてこそその担税力である。安定した社会保障を受け入れる社会と成り得るためには、地域経済・中小企業の活性化の対策が急務である。

また、少子化も国の存亡に関する切迫した先送りができない課題であり、喫緊の対策が必要である。

そのためには国及び地方自治体は現在の業態を正し、経営革新を行い立ち向かう中小零細企業に税制上の支援を幅広く、手厚く施すこと、本当に効果的な少子化対策、歳出・歳入両面からの断固とした改革を通じた財政健全化を行うべきである。

そのうえで、公平・中立かつ簡素な税制に速やかに移行し、国や地方公共団体はお上であるという姿勢ではなく、同じく納税者として国を支える企業や国民が報得できる、努力した人が報われる税制、まじめな納税

者が評価・尊敬される社会を作るべきである。

2、総論

(1) 行財政改革

厳しい経済状況にあるにもかかわらず、国民には震災復興と社会保障制度の財源確保のためには負担増やむなしとの考え方もあるが、これは国・地方において、ぎりぎりまで行財政改革が行われることを前提としている。

しかし、行政改革の取組みは極めて不十分であり、かえって肥大化しつつある。役所の権益を確保する縦割り行政の弊害がでており、官僚の跋扈が見え隠れしている。国民に痛みを求めめる前に「まず隗より始めよ」の認識の下、先ず、国会議員及び地方議会議員が約束を守り、実行すべきである。議員及び政党は、今、約束した公約を果たす時であり、そのことによりはじめて国民の代表として、国民の信頼を得ることができ

なお、以下について直ちに期限を定めて改革を断行するよう求める。

- ① 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制
- ② 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制
- ③ 特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減
- ④ 民間活力を阻害する各種規制を改廃し、民間にできることは民間に任せ成長につなげる
- ⑤ 既得権益構造に根ざす『官』から『民』への天下り人事等の禁止

(2) 安定した

社会保障制度の確立

国、地方を通じて徹底した行政改革の推進を實行しつつ、国民に安心を与える社会保障制度を確立すべきである。

財源等については、広く国民で負担すべき事であるが、担税力等にも配慮すべきであるし、様々な施策執行においての国民の協力・支持と理解は政府が信頼に値するか否かが鍵となる。

信頼を取り戻すには、議員及び官・行政組織が、国民の付託に応え、約束を履行し、改革を断行する事につき

3、各論

「法人税関係」について

(1) 定期同額給与の原則の廃止

会社役員に対する報酬が定期同額の原則から外れた支払いが認められないのは不合理なので、役員給与の損金不算入の規則を改め、定期同額給与の原則を廃止すること。

役員給与の本質は職務執行の対価であるから、恣意性のないものについては損金算入されなければならぬと考える。

(2) 法人所得課税

産業の空洞化を防ぎ、かつ国内の雇用確保と域内の経済活性化に資するため、法人課税実行税率を引き下げること。

(3) 中小企業の法人税率の軽減

大企業とは環境の異なる中小企業であるがゆえ、

- ① 現行800万円の軽減税率適用所得金額を4千万円程度に引き上げ、現在15%（時限的）の軽減税率を更に一段と引き下げる。
- ② 最高税率も国際競争力強化策として、近隣諸国並み

の法人実効税率に引き下げる。

- ③ 域内の経済活性化に寄与する中小企業がより一層元気の出る税制にすべきである。

(4) 不良債権の損金算入

不良債権の実態に応じ、最大99%までの損金算入を認めるべきである。

(5) 冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝金・香典・花輪等は地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとっては広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

また、その支出の目的に応じて社会通念上必要と認められる祝い金、香典等又は受領者側で益金に計上される事によって二重課税となるものについては、交際費課税の範囲から除外すべきである。

「事業承継関係」について

(6) 相続税

事業継承の意欲と努力した人が報われる事業承継が出来るようにするため、事業承継に関わる事業承継者（相続人）の相続税の軽減措置を講ずること。

特に、事業に使用している土地は事業運営の根幹をなすものであり、承継する相続税の中でも大きな課税となっており、事業承継の推進を図る上で、農業相続人の特例農地並みの評価とすること。

(7) 事業承継税制

新たな事業承継税制が創

設されたが、要件等が硬直的である為、適用しにくいので、実態に即した要件への改善整備が必要である。

欧州主要国では相続税体系は多様なが、事業承継税制を優先させる考え方は一致している。わが国でも中小企業の活性化を目的に「事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減又は免除する」本格的な事業承継税制の創設を求める。

(8) 事業承継時の未上場株式の評価方法について

中小企業の未上場株式の評価方法を見直すべきである。経営権の安定した承継のためにも要件を整え、「払い込み金額による評価（旧額面）」とすべきである。

(9) 相続・贈与による取得資産の取得価格について

相続人や贈与を受けた者が相続、贈与によって取得した資産（土地・建物・有価証券他）の取得価格は、相続税、贈与税を計算した時点の評価額とすべきである。

「その他」

(10)消費税

短期間で2度も税率を上げることは、中小零細企業者にとつて、過重な費用と事務の負担をさせることになるため一定の救済措置が必要である。

また、取引相手から、不当な仕入代金の減額、買いたたき、購入の強制等、増税分を適正に価額に転嫁できないことの無いよう、必要に応じた監視や措置が求められる。

更に、消費税制度の充実と信頼を確保していくためには、一層の課税の適正化に向けた取組みが求められる。そのため、簡易課税のみなし仕入率や事業者免税点制度、軽減税率導入の可否などに関しても、民意を反映し、再度検討する必要がある。

(11)二重課税の廃止

酒税・ガソリン税と消費税等、二重課税は、速やかに廃止すべきである。

(12)個人所得税

累進税率区分や諸控除の見直し、均等割の創設等、個人所得課税を抜本的に見直すべきである。

(13)年金課税の廃止

老後の安定のための年金である。老後の生活保障を自助努力に頼る面は多いが、更に年金に課税されたのでは何の為の年金か。年金課税を速やかに廃止すべきである。

(14)少子化対策

晩婚率、未婚率の高さ、及び出生率の低さが少子化の理由だが、現在行われている対策は子育て支援が中心である傾向が強いと思われる。先進各国の良い制度を採り入れ、子育て支援と並行して、晩婚と未婚への対策が必要である。低所得者の未婚率の高さを鑑み、税制面からも結婚適齢世代が結婚し、子供を産み育てることができると環境づくりが必要である。

(15)印紙税の廃止

現在の経済取引は、事務処理の機械化、取引形態の変化により作成される文書の形式や内容が変化し、電子決済、ペーパーレス化等が進み、電子契約等は非課税であることなど、文書課税としての印紙税には不合理・不公平な現象が生じている。

大企業と下請け構造となつている中小零細企業間では発注側と受注側では取引文書の取扱いにより課税に大きな偏りが生じており、公平・中立性に欠ける。また、印紙税は、所得、資産の保有、消費のいずれにも該当せず、その点でも特異であり、時代錯誤的な税目となつており、印紙税は廃止すべきである。

「地方税関係」について

(16)固定資産税の見直し

全国的に地価が下落している実勢から見て、税負担が重い。早期に固定資産税、都市計画税の抜本的な見直しを実現してほしい。

また、時価の算定は収益還元方式を重視して算定を見直すように改めるべきである。

(17)事業所税

①事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止を求める。
②中核都市(人口30万人以上)等だけに課税され、課税対象となる基準等が不公平であるため廃止を求めめる。

(18)外形標準課税

経済の波をかぶりやすい中小零細企業には大きな負担増となる外形標準課税は資本金1億円以下の企業には課税すべきではない。

(19)電子申告・電子納税

「電子申告・電子納税」e-Tax(イータックス)とe-LITAX(エルタックス)について

全国的に地価が下落している実勢から見て、税負担が重い。早期に固定資産税、都市計画税の抜本的な見直しを実現してほしい。

(19)既得権益となつている省庁間の垣根を取り払い、国税と地方税を同じシステムで電子申告・納税できる

また、データの漏えいやシステムの管理等には徹底したセキュリティ対策が必要である。

ように、e-Taxとe-LITAXの規格を統一すべきである。

(20)電子申告・電子納税のさらなる利用促進に向けて、インセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求めめる。

共通番号制度は、ドイツでは人格権の侵害の認識で不採用、イギリスでは人権侵害などを理由に廃止(2010)等されている制度であることを踏まえたうえで、公平で効率の良い社会保障制度の基盤として、納税や年金、医療などに関する手続きの簡素化、事務の効率化による行政コストの削減などにつなげ、行き過ぎた管理社会・管理国家にならないことを望む。

(21)共通番号制度

「共通番号制度」について

また、データの漏えいやシステムの管理等には徹底したセキュリティ対策が必要である。

優秀賞作品（6点）

第6回小学生の税に関する
絵はがきコンクール

～ 女性部会 ～

このコンクールは、法人会の租税教育活動の一環として、高崎税務署管内の小学六年生を対象に行われ、応募総数2,241点の中から、46点の作品が入賞しました。その内、高崎税務署長賞、税理士会高崎支部長賞、法人会長賞、法人会女性部会長賞（各1点=裏表紙）と優秀賞（6点）をご紹介します。

入賞作品は確定申告会場前に展示しましたが、応募いただいた作品は下記の日程にて展示を行います。

- ◆高崎市役所 8/18～8/26
- ◆渋川市中央公民館 9/11～9/15
- ◆安中市文化センター 7/30～8/7
- ◆吉岡町文化センター 8/28～9/18
(平成26年度卒業生の作品)



吉岡町立駒寄小学校
氏田陽菜さん



高崎市立東部小学校 須田諒子さん



高崎市立西部小学校
杉藤綾香さん



高崎市立金古小学校
神沢帆夏さん



高崎市立久留馬小学校
田口愛育さん



安中市立秋間小学校
藤巻愛萌さん

女性部会

平成二十七年年度 定時総会 新部長に岩井加代子さんを選任

女性部会（宮田麻子部長）は、六月二十九日（月）、マリエール高崎において、定時総会を開催しました。

第一部の定時総会は、吉田高崎税務署長、横田本会長はじめ多数のご来賓と本会役員、部会員合わせて約九十名が出席して開催され、次の二議案が原案通り承認可決されました。

○議案第一号

26年度収支決算承認の件

○議案第二号

任期満了に伴う役員改選の件

役員改選では、再任・新任を含め四十四名の理事と三名の監事の就任が承認可決され、部長に岩井加代子さん（高崎・新任）、副部長に岡田美智子さん（高崎・新任）、鳥山サカエさん（渋川・再任）、武井恭子さん（安中・再任）、飯野晶子さん（伊香保・新任）、福田洋子さん（吉岡・

再任）が選任されました。また、次の二項目が報告されました。

○報告第一号

26年度事業報告

○報告第二号

27年度事業計画及び収支予算

今年度の事業計画として「税に関する絵はがきコンクール」を中心に、研修会や地域社会貢献活動を積極的に進めていくことが示されました。

第二部の講演会では、群馬県警察本部 生活安全企画課より野村みねこ課長補佐をお迎えしました。「振り込め詐欺等の現状と対策について」のテーマでご講演をいただき、参加者は、熱心に耳を傾けていました。第三部の交流会は、賑やかに行われ、女性部会のテーマのひとつでもある異業種交流を行うことができました。

青年部会

平成二十七年年度 定時総会 新部長に関口氏を選任

青年部会（川鍋太志部長）は、六月三日（水）、高崎ビューホテルにおいて平成二十七年年度定時総会を開催しました。

総会にご来賓と部会員他を含め、八十五名が出席し、次の議案が原案どおり承認可決された。

○議案第一号 26年度収支決算承認の件

○議案第二号 任期満了に伴う役員改選の件

任期満了に伴う役員改選では、再任・新任を含め四十名の理事と三名の監事の就

任が承認可決され、部長に関口朋克氏（高崎）、副部長に竹内一普氏（高崎）、静朋人氏（安中）、根岸一之（渋川）、中澤幸俊氏（吉岡）の五名を選任しました。



関口新部長



講師：菅原副署長

総会講演会は、高崎税務署の菅原博栄副署長と林上席調査官をお招きし、「マインバー制度の概要」の演題でご講演いただきました。その後、交流会を行い、参加者相互の交流を深めました。



HAKODA GROUP OFFICE

先を見る 先を見せる会計事務所グループを目指す

箱田税務会計事務所

法人、個人の税務申告・会計業務全般

有限会社 八コダ先見経営

MAS監査サービス 5カ年計画・単年度計画・予実管理

群馬県高崎市新保町163番地 TEL 027-360-5550 URL: <http://www.hakoda-group.com/>

様名

会員企業紹介

株式会社大利根漬



代表取締役
富澤健一

一、所在地

高崎市本郷町一五〇一
TEL 〇二七—三四三—六〇〇七

二、事業概要・会社PR

群馬県榛名山麓産（榛名・箕郷）で収穫された梅を使用した商品の製造を中心に、しよが、らつきよが、瓶漬物等を製造・加工しております。



商品一例

三、経営理念

お客様へ「安心・安全な商品を提供する」をモットーに、日々生産されている商品の検査だけでなく、原料に至るまで、社員一丸となり、徹底管理をしております。



製造現場担当者

吉岡

会員企業紹介

有限会社エステック



会長
須田博美

一、所在地

北群馬郡吉岡町
漆原一五一一二
TEL 〇二七九—五五一—六六一六

二、事業概要・会社PR

創業から十五年経過した当社はアスファルトフィニッシャー、コンクリートポンプ車などのメンテナンスや各種機器類販売を営んでいる。記憶に新しい一昨年の大雪では各地で社会インフラが麻痺し様々な被害が甚大



だった。以来雪害対策機器の開発を進めている。また、山間部では鳥獣被害も深刻だ。熊や鳥などの撃退に注目を得ているバリアトーンの普及販売も行っている。更には日々忙しい傍ら毎日のように役所に足を運び綿密な連携で町内に彩りを添える「花いっぱい活動」なども行い、商売以上に献身的に取り組んでいる。

三、経営理念

常に社会貢献につながる営業活動を基本軸に地域へのボランティアや生活に係る問題解決に尽力する。柔軟な発想を武器に多方面にアンテナを張り巡らし精力的に日々精進することをモットーとしている。



ご入会をご希望の方は法人会事務局までお問い合わせください。

法人会は「健全な経営」「正しい納税」「社会貢献」をテーマに活動をすすめる全国約90万社の、会員組織です。

会員
募集中



一般社団法人高崎法人会 事務局
TEL : 027-363-4526
http://www.takasaki-hojinkai.com/

子持

「小野上温泉まつり」開催

平成二十七年四月二十九日(水)昭和の日に、渋川市村上の小野上温泉センターで「小野上温泉まつり」が開催されました。



祭り当日は天候に恵まれ、多くの来場者で賑わいを見せていました。地元の方々と団体による物産品の販売や緑化苗木の配布、山車の運行が行われました。また、特設ステージでは歌手による歌謡ショー、カラオケのど自慢大会や小野上の伝統芸能の公演が行われました。その中の「村上太々神楽」と呼ばれる芸能は一七一九年に作間神社が焼失し、社殿を新築した祝典に太々神楽を奉納したのが始



まりといわれ、現在では渋川市指定重要無形民俗文化財になっています。

また、温泉が湧出した源泉地に一六六四年に地元民によって創建され、現在は小野上温泉センターに移設された「湯前薬師石堂」と呼ばれる石堂には湯前薬師様が祀られ、来場者が賽銭を奉納する姿もみられました。

このように小野上温泉祭りは地元住民にとって年に一度の春の楽しみとなっています。

倉淵

わらび平キャンプ場

日光白根や榛名連山を望む標高1,126mの高原に、バンガロー26棟、テントサイト45区画、大小さまざまなバーベキュー棟、釣り堀、やぎ牧場、食堂、売店などを完備し、本格的なキャンプ派からファミリーまで、気軽にアウトドアを満喫できるキャンプ場です。



園内の食堂では名物の桃太郎ピザや湧き水コーヒーなどの本格メニューも好評。夜は満天の星空に感動。



- ・住所：高崎市倉淵町川浦 27-9
- ・問合せ：電話 027-378-3761
- ・営業期間
4/24～10/25(休園日あり)
- ・利用時間
チェックイン 13時
チェックアウト 12時
- ・利用料金
入山料(大人) 320円
(子供) 210円
バンガロー 1棟 3,240円～
テントサイト 1区画 2,700円～



法人会のビジネスガード
Business Guard Series



会員企業をサポートする

AIUのリスクソリューション

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

お問い合わせ先

AIU 損害保険株式会社 群馬支店

〒371-0805 群馬県 前橋市南町3-9-5 大同生命前橋ビル 6F
代表:027-223-5771 FAX:027-223-6094

赤城

棚下不動滝

棚下不動滝は、渋川市赤城町棚下にある滝で、日本の滝百選の一つです。

この不動滝は雄滝と雌滝の2滝からなり、雄滝はいわゆる裏見の滝で、滝裏の通行が可能です。大きく抉られた崖下には不動堂があり、この雄滝単独を指して「棚下不動滝」と呼ぶこともあります。

雄滝の落差は37m。ときには落水に打たれる修験者の姿も見られ、霊験あらたかな場所とされています。この滝の水しぶきや不動堂などが辺り一面を神秘的



な雰囲気にならわけています。

雌滝は雄滝の北に位置する落差40mの滝。年間を通して水量は少なく、雌滝へ近づくとルートが整備されていないため、棚下不動尊駐車場から棚下不動尊に至る坂道より遠景で臨むことが出来ます。

※現在、東北地方太平洋沖地震により落石等の被害に遭い、不動堂から先は「立入禁止」となっているため、滝の近くまで行くことはできません。

「人間五十年」は50歳ではない

フリーランスライター 藤木 順平



今年の新入社員も仕事に慣れ、仲間との飲み会では上司の「品定め」をするところだが、「上司にしたい戦国武将は？」という、あるアンケート調査で1位になったのは織田信長。

強いリーダーシップ、分け隔てのない徹底した実力主義などが認められたようだ（実際にこの人が上司だと部下はつらいと思うけどね）。

天正10年（1582年）6月2日未明、本能寺で部下の明智光秀に急襲された信長は「人間五十年 下天の内をくらぶれば 夢幻のごとくなり：」（幸若舞『敦盛』）

と謡い舞ったのち自害したとか。このとき、信長49歳。まさに「人間五十年」、自分の寿命を言

い当てた信長さんの威力いや増すしただが、『仏教とっておきの話366』（ひろさちや著）によると、実はそうではないらしい。

主題はその先の「下天」にある。下天とは天界に住む一番位の低い天人のこと。とはいえ下天の寿命は500年。さらに、1日は人間の50年に相当するところから、ざっと計算して下天には900万年以上の寿命があるのだ。

人間、汗水流して苦労して生きた50年も、「平の天人」のたった一昼夜でしかない。人間はなんてむなしい存在だ、ということだ。

これからは、せめて、下天の二昼夜を目指して生きようよ。



企業のために、
経営者とともに。

T&D
T&Dグループ

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

群馬支社/前橋市南町3-9-5 TEL 027-223-5260

①法人名 ②代表者・部会員名 ③所在地 ④業種

青年 ① (有)長竹 ② 青木 伸 行 ③ 渋川市伊香保町伊香保 ④ 旅館業	青年 ① (株)井ノ上 ② 井 上 幸 己 ③ 高崎市八島町 ④ 建設業	安中 ① (株)アイ・エス・オー ② 小日向 和 博 ③ 安中市原市 ④ 保険代理業	高崎 ① (一社) 関東療術福祉協会 ② 根 岸 和 男 ③ 高崎市飯塚町 ④ 社会福祉
青年 ① (株)サンレジン ② 諸 田 勝 臣 ③ 北群馬郡榛東村新井 ④ プラスチック成形加工	青年 ① (株)田村屋 ② 遠 藤 直 行 ③ 高崎市八幡原町 ④ 食品製造業	安中 ① (株)アイズ ② 入 澤 太 一 ③ 安中市中秋間 ④ 自動車販売修理	高崎 ① 行政書士富澤法務事務所 ② 富 澤 将 明 ③ 高崎市南大類町 ④ 行政書士業
	青年 ① (株)アイズ ② 入 澤 太 一 ③ 安中市中秋間 ④ 自動車販売修理		高崎 ① ナイスホーム株式会社Cafe群馬 ② 中 園 真 一 郎 ③ 高崎市井野町 ④ 一戸建て住宅の分譲・設計・施行
女性 ① (有)柴田造園 ② 柴 田 智 子 ③ 安中市原市 ④ 造園業	青年 ① (株)アイ・エス・オー ② 小日向 和 博 ③ 安中市原市 ④ 保険代理業	子持 ① (株)サンエス渋川 ② 埴 田 紀 房 ③ 渋川市白井 ④ 製造業	高崎 ① 西澤工業(株) ② 西 澤 茂 ③ 高崎市上並榎町 ④ 建設業
問い合わせ先 (一社) 高崎法人会 事務局 〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 506号 電話 027-363-4526 F A X 027-363-4576			高崎 ① ミサキ ② 白 本 京 子 ③ 高崎市八幡町 ④ 衣料品小売り

会社名、住所、代表者、資本金等に変更がございましたら、事務局へご一報ください。

法人会女性部会

いちごプロジェクト



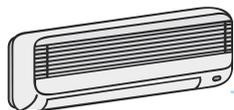
ピーク時間の使用電力削減をめざします!

無理なく節電

エアコンは上手に使おう!

【エアコンは 28℃に設定しよう】

エアコンの温度設定は消費電力に大きく関わります。設定温度を見直すだけで、節電につながります。



遮熱フィルムで暑さをカット!

日差しを遮るフィルムを窓ガラスに貼ると、窓から入ってくる熱が抑えられ室内の温度上昇を防ぐ事ができます。ホームセンター等で自分たちで簡単に貼れる商品も多く販売されています。この夏、親子で遮熱フィルム貼りに挑戦してみましょう。

朝の時間を有効活用しよう!

「早起きは三文の得」という言葉があります。早寝、早起きをして、しっかり朝ごはんを食べると体温が上がり、体と脳の動きが活発になります。また、朝の涼しい時間に洗濯や掃除を済ませることが節電につながります。少し早起きすることにチャレンジしてみましょう。



部屋をすっきり片付けよう!

日本の夏はじめじめとした高温多湿。そこで風が通るように、部屋を片付けてみましょう。すぐに使わない物は押入れにしまい、下に「すのこ」を敷きましょう。干した布団や洗濯物をしまおう時、一度広げて余分な熱を採るのもポイント。



夏が旬の野菜を食べよう

夏野菜には体温を下げる効果があり、カロチンやビタミン C が多く含まれています。冷やしたトマトに塩を振り、そのまま食べてもおいしいおやつになります。旬の食材には、季節に必要な栄養素が一年で一番多く含まれていると言われています。たくさん食べて、夏バテ知らずの健康な体を作りましょう。

節電のための家事スケジュールを立てよう!

ピーク時間帯(朝9時~夜8時)を避けて、短時間の使用でも消費電力が高い電気製品を上手に使う為、スケジュールを事前に立てておきましょう。洗濯機・洗濯乾燥機、掃除機、ドライヤー、炊飯器、等は消費電力が高い電気製品です。

血液型と性格は 本当に関係があるの？

医療ジャーナリスト 大谷 克弥

科学的根拠はない
と言われながら、
根強い信奉者も

どの国を探しても日本人
ほど血液型の話の好きな民
族はいない、というのが世
界の定説です。初対面の挨拶は、まず出身地を聞き、さらには血液型を尋ねるのが仲良くなるコツ、と言われた時期もありました。この血液型に欧米人はほとんど無関心ですし、他は韓国と台湾で少し話題になる程度のようにです。

私たちが口にする血液型とは、A B O式と呼ばれる4つの分類法です。血液型の分け方には約300種類もありますが、この方式は単純で理解しやすい上に、そもそもは輸血が迅速に行われることを目的にしてい

ます。戦時中の空襲被災におびえていた日本では、判定を受けて防空頭巾に自分の血液型を記入させられたので、関心が格段に強まったと言われます。

平和になつた戦後は、雑誌やテレビが無難な話題の血液型を盛んに取り上げ、中でも性格診断が注目を集めました。例えばA型は完全主義、神経質、B型は楽天主義、遊び好き、AB型は理想主義、クール、O型は自己主義、シビア、といった具合です。それぞれの特性を10以上も列記する本も現れました。

次に騒がれたのは、相性診断です。同じ血液型同士の結婚は良くないとか、子宝に恵まれる組み合わせはどうか、とかです。健康診断と称するものもあって、インフルエンザなど

の感染症に気を付けねばならないのはどれか、消化器系に遺伝的な問題があるの
で胃かいように注意を要するの
はどれか、などです。ダイエツトが効く血液型はどれか
も話題になりました。

予防医学の進歩でこうした健康関連説は余り唱えられなくなりましたが、性格関連説や相性診断は科学的な根拠がないという否定説が非常に多くなりながら、神話のように堅く信じている人もまだ根強く残っています。それは性格の特性に「誰からも好かれたと思う」「誰からも好かれたいと思つている」などと、あいまいな記述があると、自分はそうだと確信し、他の記述は見えなくなる人間の「思い込み」という心理状態も強く影響しているようです。

日本人は他にも手相や顔相を好む民族ではあります。が、この血液型論は一部で、笑い話やお茶飲み話では収まらない事態を巻き起こし

日本特有の「ブラハラ」という血液型による職業差別

てしまいました。血液型によつて就職試験での合格、不合格が決まったり、職場で配置転換が行われたりする動きが実際に出てきたのです。大企業の中にも、最終面接に残つた優秀な人材に優劣がないと、苦肉の策として血液型で振るい落としを決めるところがある、と報じられたことがあります。

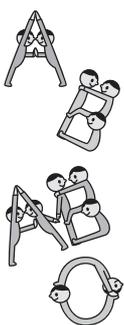
皆さんは「ブラハラ」という言葉をご存じでしょうか。セクシャル・ハラスメントを略した「セクハラ」、上司がパワー（権力）を振りかざして部下をいたぶる「パワハラ」と同じく、片仮名4文字の差別、いじめ言葉です。プラとはブラッドタイプ（血液型）の略。正式にはブラッドタイプ・ハラスメントになります。が、初めに血液型の話は日本の専売特許のようなものと述べた通り、完全な和製英語です。外国でこの言葉を紹介する場合は、その前に必ず「ジャパ

ンが付きまゝ。日本特有の血液型による職業差別、という事です。

こうなると行政機関の出身です。厚生労働省は各企業に対し、「血液型は個人の能力や職業への適性に何の関係もありません」と、繰り返し呼びかけています。

また、企業の用意している履歴書の中から、血液型の記入欄を削除するように強く求めている自治体もあります。日米で計1万人のアンケート調査を基に血液型と性格は無関係という大論文が発表され、一応の決着はついたのですが、大いに関係ありとする書物がかつて多く出版されて、今も残っています。ですからブラハラをなくすには、辛抱強く指導に当たる必要があります。

参考までに日本人の血液型は多い順に、分かりやすい概数ですが、A型40%、O型30%、B型20%、AB型10%です。全世界ではO型が圧倒的に多く、70%を占めています。



経営者が
心掛ける

気づくための 4つのポイント



一社・全国経営診断士会
理事 平田 次弘

企業経営者として、経営を指揮する立場で見ると、数え切れないほどの失敗があります。

失敗を恐れていたのでは、経営にとりくんでいかなければなりません。未然に防ぐ上では、あらゆる事象に手を打っていくことは、経営者には必要なことです。

しかし、経営者といえども神様ではありませんから、しかし、しまった！、遅かったか！、失敗した！、もう少し早かったら！、というような悔いることも起きてしまうこともあります。

その時に、なぜ「気付かなかったのか」と悔やんだりしたことは、経営者であ

れば、身に覚えがあるのではないでしょうか。

その時、気付いてさえおれば、適切な手を打って、後悔に及ぶこともなかったのではないのでしょうか。

このように「気付くこと」が出来なかったことは、決して少なくはないのです。

後悔を持たないために、「気付かなかった」ことは、どうして起きてしまうのか。

経営者自身が自分自身で気付くこともあります。周囲から得られる情報等の中から、気づかされることによって、「気付くこと」もあるのです。

さて、これらの「気付くこと、気付かされること」は、経営者にとっても、ま

た幹部や社員にとっても大変重要なことなのですが、意外に、その重要性に気付かずに、日常業務に終始しているものです。

経営者であれば、経営幹部や一般社員よりも、様々な面で「気づかされる」場面は、普段から問題意識が高いがゆえに多いと考えられます。

情報・ニュース・社内の建設的な意見や改革すべき提案など、また、取引先からは利便性・不便性の情報や苦情・クレーム・提案意見など、改革に取り組みべき情報が逐一入って来ますから、経営者として常々考

えている改善・改革には、大変都合良く情報が提供さ

れているわけです。

しかしながら、もしこのような大切な情報を改善・改革に利用されないとしたら、折角の情報提供も実を結ぶことはなく終わってしまいます。

このように、大切な情報・提案が生かされることなく終わってしまうとしたら、それは、事業にとっても、経営者にとっても大きな損失であり、会社経営のトツプとしても耐えられないことなのではないでしょうか。

一、見過ごさな

経営者にとって、最も大事なことは、企業の存続です。息の長い、そして変わることのない経営の持続力、社会的な貢献、顧客の期待に応えていくこと、職場に働く社員の将来的な保証等、何れも重要なことに他なりません。

創業時の経営方針を引き受けながら、胸中に秘めた情熱を掲げ、経営に徹する時、目の前に存在する大切なことを「見過ごさない」

改善すべき情報の大切な部分を失い、新鮮で建設的な提案は二度と提案されることはないと思わなければなりません。

「気付くこと」のためには、しっかりと「目的・意識」を失わず、常に柔軟に改善・改革を受け入れていく貪欲な姿勢が大変重要なことです。

では、「気付く」ために経営者が心掛けるポイントを4点に絞って説いていきます。

ことが重要です。経営者は、寸暇を惜しむ

大変忙しい仕事ですから、ヒラメキ、インスピレーション、読書・雑誌からの新しいヒント、若い世代からのアイデアの提案、さらには、業界専門紙を含めてありとあらゆる情報の中から選別し、核心的な考えの基に、ヒントを事業に適合させていくことが必要となります。

したがって、何時いかなる時でも、記録として残せることの出来る用意と準備は、常に懐に忍ばせておくなど、心掛けておくことが大事です。

また、そのような大切な情報類は、経営に結びつく可能性が高いことから、経営の場に戻り次第、本来の重要な記録ノートに書き写すなど、本来目的と整合させ、発想した試案に生かす

二・諦めないこと

経営者であれ、「人」です。すから、迷ったり、困ったり、悩みぬいたり、なかなか妥協することが出来ないことがあります。

真実、信念と考えていることも、時間の移ろいによって、初心の強き想いが消えかき、自然に諦めのムードに支配されことになりかねません。

このような時には、良き師を尋ねたり、良き相談相手に相談し、目的や行動を確認することで対処もでき、

ことで、「見過ごすこと」を防ぐことの可能性が大きくなつていきます。

目の前を行き来する現象や情報のなかには、商品開発など沢山のアイデアや経営発想ヒントが飛び交っています。

細やかな事象にも常に目利き力で見過ごすことのないよう、視点と頭脳をフォーカスしておくことが大切です。

新たな柔軟性のあるものが大きく芽を膨らませてきて来ます。

焦ることなく、平静の気持ちに心掛けたいものです。

諦めが先行しだしますと、我慢や思案が次第にやせ細つて、安易な方向に傾きがちとなります。



三・逃げないこと

経営者・幹部・社員にとつて、日々様々な問題に直面したりします。当然のことですが、これらに積極果敢にトライしながらも、解決に明るさが見えない時には、スランプに陥ったり、その当面する問題から逃避したいと考えることが起きてきます。

経営者にしても、厄介な問題に当面する事は、数えあげれば、際限も枚挙もありません。そのような時には、経営者自らが直接手を下さずに幹部に任せることで逃避するわけですが、このように経営者が抱える難問を部下に一任するところに、コンプライアンス（法令遵守）に抵触する問題が潜んでいることも、昨今の企業不祥事が反面教師として示唆しています。

経営者にしろ、幹部にしる、社員にしる、任されたことは責任をもって取り組むことが大切なことなのです。

誰かが挑戦したことの無いことであっても、積極果敢に挑戦し、失敗や苦難を身に受けながら、様々な人の知恵を借り、光明があれば、ひた向きにチャレンジする強固な意思・生き方が、逃避を克服するパワーであると考えられます。

達磨の面壁九年は、誰もが周知しているところですが、企業の創業、また後継として経営を引き継いでから、新たな企業像の将来像、企業の存続目的、将来ビジョンなどが企業には脈づき、永々と続いております。

計画的に進まないことが、経営を長くしていると、必ず起こるものです。

この時、経営者は自身の経営才能や行動を自問自答し、不安がるものです。

このような時でも、経営者としての自覚を強く持ち、広く意見を幹部や社員に求め、問いかけを行ない、真摯な経営に徹することで、

四・へこたれないこと

経営者に就いた時の企業像の将来像・目的・計画が、会社を取り巻く環境と一体であることに気がつきます。

経営者としての不動の自信を持つことは、以心伝心で社員にも伝わって行き、それが「へこたれない」精神力を生み、強い結束が生まれてくるものなのです。事が起きてしましますと、

これらの規則正しい事が機能しないことも事実ですから、経営にあたっては、柔軟な発想の基に、これら四つの経営の基本に心掛けて邁進されることを願っております。

免税店を始めるには

どうすればいいの？

〜経理課社員リサと
顧問税理士サキ先生の税務問答〜

税理士 野川 悟志

リサ 最近、外国人旅行者を見かけることが多くなりまして、円安の影響もあるのでしょうか。

サキ先生 観光だけでなく、買い物も多いため、訪日する方も多いためですね。日本政府観光局（JNTO）の発表によれば、2014年の訪日外客数は1300万人を突破したようで、過去最高だそうです。東京オリピック・パラリンピック開催の2020年には、2000万人を目指すとされていますね。

リサ 外国人旅行者の方には日本の電化製品や化粧品などが人気なのですが、販売の際に消費税を免税で販売することができる場合があります。

があると言いました。どうい場合ですか。

サキ先生 「輸出物品販売場」で販売した場合、消費税を

かけず免税で販売できる制度があります。これは、一般的には「免税店」と呼んだ方がなじみがあるかもしれませんが、外国人旅行者などの非居住者向けの消費税免税制度になります。免税店の数は、観光庁の発表によれば、2014年10月1日現在で9361店となっております。2013年4月1日現在の4622店と比べると約2倍の伸びとなっておりますので、事業者の方に関心が高いということでしょうね。

リサ なるほど「免税店」ですか。消費税が8%となつ

た今では、それが免税になるのは、外国人旅行者にとっては、大きなメリットですね。この免税店を始めるには何が必要なのでしょうか。

サキ先生 まず、事業者の納税地（一般的に本店の所在地）の所轄税務署長に申請書を提出して、許可を受ける必要があります。

リサ 許可を受ければ、免税で販売できるのですか。

サキ先生 販売の際には、パスポートなど必要です。ほかに、例えば、電化製品やカバン、時計などは「一般物品」として、同一の非居住者に対して、同一の店舗における1日の一般物品の販売額の合計額が1万円を超える場合に、免税で販売できることとなります。

また、食料品や飲料類、化粧品などは「消耗品」として

分類され、同様に、販売額の合計額が5000円を超え50万円までの範囲内の場合に、免税で販売できることとなります。ただし、消耗品を販売する場合、開封されないようにするなど包装方法にも注意が必要です。

リサ なるほど、いろいろと気を付けなければいけな

サキ先生 必要な手続きはありますが、このようにアップする

のであれば、活用を検討したいものですね。あと、税制改正で、2015年4月から免税店制度が一部緩和される予定です。現状は店舗ごとに免税販売手続きが必要ですが、商店街やショッピングセンターなど、店舗が集合しているような場合、第三者に免税販売手続きを委託することが可能となります。



法人会会員企業にお勤めの皆様には、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

— 法人会 —
新 生きるための
がん保険 Days

がん保険なら



医療保険なら



— 法人会 —
ちゃんと応える
医療保険
NEVER

■引受保険会社（お問い合わせ先）

Afiac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

群馬支社
〒370-0841 高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー13F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

東京五輪、ロボットがアシスト／ハイテク作戦で世界をおもてなし

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

2020年に開催される

東京オリンピック・パラリンピックは、熱い人間ドラマが楽しみなスポーツの祭典ですが、日本の技術力をアピールする絶好のチャンスでもあります。そのため内閣府は2月、臨場感あふれる立体映像やロボットを駆使する「ハイテクおもてなし作戦」を正式決定。技術革新を加速し、経済成長につなげる考えです。

超臨場感の多視点映像

内閣府の計画によると、競技会場では、観客席から肉眼では豆粒ぐらいにしか見えない競技の様子が、迫力ある巨大立体映像となって空中に浮上。席の位置ごとに異なった角度で見える

超臨場感が体験できます。

多視点映像という技術で、競技エリアをぐるりと囲んだ多数のカメラで撮影した映像を、空中に設置した巨大な透明スクリーンに投影。観客からは、自分の席に応じた角度の映像が見える仕組みです。カメラの撮影範囲の隙間に当たる死角は、隣接する2つのカメラの映像からコンピューターで瞬時に合成し、あらゆる角度から楽しめます。

床面に、競泳などの様子を超臨場感で立体投影することも可能。休憩時間中に別会場の競技の様子を映したり、遠隔地の観戦イベント会場で映写することも視野に入れています。

日本のお家芸も大活躍

もちろん、日本のお家芸であるロボットも大活躍します。外国人観光客のため、多言語対応の翻訳システムと、観光ガイドも兼ねた高精度な電子地図を備えた案内ロボットが、言語の壁を越えて円滑に意思疎通し、座席へもご案内。翻訳システムと電子地図はスマートフォン用のアプリとしても配布するため、スマホで観客同士の国際交流が花開くかもしれません。

また、言葉が不自由な障害者のために、帽子のような形のセンサーを頭に装着するだけで、考えた内容をパソコン画面などに表示して意思を伝える「ブレイン・マシン・インターフェース」(BMI)という、脳ロボットとも呼ばれるシステムの導入も盛り込まれています。

さらに、筋肉を動かそうとする神経の電気信号を皮

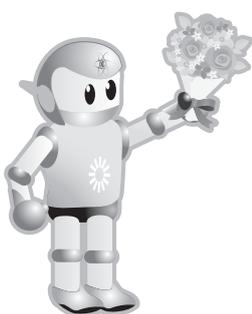
膚から読み取り、歩行などを補助する装着型ロボット、パワーアシストスーツも投入。これは、特に日本が世界をリードしている分野で、席が会場の入り口から遠い高齢者や、重労働のボランティアへの貸し出しなど、多様な用途が考えられています。観光客の増加が予想される富士山などで、登山の補助用にも利用できないかも検討中です。

会場を花でいっぱい

赤外線センサーや防犯カメラを多数設置し、人の流れなどについて膨大なデータを収集・解析して混雑を予測。それを避ける最適な誘導を実現し、犯罪やテロの防止にも活用します。このほか、会場間を結ぶ新型の自動運転バスの開発や、環境にやさしい燃料電池車の多用も目指します。

バイオテクノロジーを活用した「花のおもてなし」もあります。大会の時期が、ほぼ真夏で花が傷みやすいことから、最新のバイオ技術で日持ちが良い花の品種を多数開発し、逆に会場や交通の要所などを花でいっぱいに。特に表彰台は華やかに彩って、勝者には日本らしさを演出した特製の花束を贈ります。

ビッグデータの活用も目玉の一つです。会場内外に



ハイテク作戦の計画決定を受けて、山口俊一科学技術担当相は、「日本の最先端科学を発信し世界をリードする絶好のチャンスだ」と意欲を見せ、東京オリンピック・パラリンピック組織委員会も、「最高水準の技術のショーケースとした」と決意を表明。2020年が、ますます楽しみになってきました。

税理士会

税理士会からのお知らせ

関東信越税理士会
高崎支部 支部長 原澤 秀樹

無料相談所の開設

平成27年1月以降相続税の基礎控除額が引き下げられました。相続税に関するご相談はぜひ税理士にご相談ください。

税理士会高崎支部では平成27年5月以降も高崎市役所をはじめとして、渋川市役所、安中市役所、吉岡町役場、榛東村役場並びに各市町村の支所等において、無料税務相談を実施する予定です。こちらもぜひご利用ください。詳しい日程は下記の日程表または各市町

相談所開設時間は高崎本庁・吉井、安中市、渋川市、吉岡町、榛東村は13時～16時
高崎市の榛名・箕郷・群馬支所は13時30分～16時30分、倉渕支所は13時30分～15時30分、新町支所は13時30分～16時30分

村広報誌等をご覧ください。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としています。

にせ税理士に

ご注意ください

税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士又は税理士法人以外の者が行うことはできません。(注)

ところが、毎年、税理士でない、無資格者によって、不適正な申告が行われるなど、多くの方々が被害を受けています。わたしたち税理士は「税理士証票」を携行し、「バッジ(税理士会員章)」を着けています。また、税理士は、必ず税理士会に所属し、日本税理士会連合会に備える名簿に

登録されています。

税理士をお探しの場合は、日本税理士会連合会が管理・運営する税理士情報検索サイト【<https://www.zei-shikensaku.jp/>】をご利用ください。

なお、インターネット上に存在する種々の税理士紹介サイトは日本税理士会連合会とは一切関係がありませんので、ご注意ください。



「税理士会員章」

(注)：弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます

市町村支所	高崎市							渋川市		安中市		吉岡町	榛東村
	本庁	榛名	倉渕	箕郷	群馬町	新町	吉井	本庁	松井田				
平成27年	7月	21日						15日・16日	8日		17日		
	8月	18日	20日				7日	20日	10日	18日			
	9月	15日		15日	4日	3日		24日	7日		18日	16日	
	10月	20日					1日	14日・15日	7日	13日			
	11月	17日	19日				6日	18日・19日	9日		18日		
	12月	15日		1日	4日	3日	9日	17日	8日	15日		16日	
平成28年	1月	19日											
	2月	16日											
	3月	15日											

相談所開設時間は高崎本庁・吉井、安中市、渋川市、吉岡町、榛東村は13時～16時
高崎市の榛名・箕郷・群馬支所は13時30分～16時30分、倉渕支所は13時30分～15時30分、新町支所は13時30分～16時30分

税理士はあなたと企業のパートナー

事業発展のお手伝いをします。
地域社会に貢献します。 秘密を守ります。



関東信越税理士会高崎支部



シリーズ 経営寸話

マイナンバー制度が始まります！

入沢 紀行 税理士 高崎支部 関東信越税理士会

今年10月から住民票を有する全ての住民に対し市町村よりマイナンバーが通知されます。内閣府が1月に実施した調査では、制度の内容まで知っていた人の割合は28.3%と知名度が低い状況にあります。その後の広報活動により周知は進んでいるものの、対応については、まだまだという状況ではないでしょうか？

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度導入後は、社会保障・税に係る行政手続きにおける添付書類の省略や将来的にはマイナポータルと呼ばれるWebページにより自宅に居ながらにして行政機関がマイナンバーのついた自分の情報をいつ、どこで誰とやり取りしたか確認できるほか行政機関が保有する自分に対して必要なお知らせ情報等を確認できるサービスも開始される予定となっています。

事業者におきましては、事業関係の申告書・申請書・税務関係の申告書・申請書・届出書・調書その他の書類に番号を記載することとなります。具体的には、雇用している従業員や支払調書の対象となる支払先からマイナンバーの提供を受けそのマイナンバーを源泉徴収票や支払調書に記載し、提出します。事業者がマイナンバーを取り扱う上での注意すべきポイントとして4つ上げることができます。

①取得 利用目的をきちんと通知し、取得時の本人確認は厳密に行う（他人のなりすまし等の防止のために）

②利用・提供 利用目的以外の利用・提供は禁止（仮に社員の同意があった場合でも目的外の利用は禁止されません）

③保管・廃棄 必要がある場合だけ保管可能であり、不必要となった場合には廃棄または削除しなければならぬ

④安全管理措置 マイナンバーを含む個人情報取扱いには従来より個人情報よりも厳格に行う必要があるため、取扱担当者を明確にし、保管管理体制を整備する必要があります

賞罰についても定められていて、故意の漏洩には最高で4年以下の懲役または200万円以下の罰金が科されることとなっている。実際には、それぞれの企業の規模・業種等に依りて講じなければいけない措置が異なってくるものと思われれます。そのため、自社のマイナンバーの利用ケースを想定し、利用スケジュールを確認し、その取得前に安全管理措置を検討する必要があります。

また、同じく10月より国税庁長官より法人・国の機関・地方公共団体等にも法人番号が記載された通知書の送付が行われ、インターネットを通じても法人の名称、所在地、法人番号が公表される予定となっています。この法人番号を活用した取引情報の集約による業務の効率化・国税庁法人番号公表サイト活用を利用した新規営業先等の把握といった導入のメリットが期待されます。

このようにマイナンバー及び法人番号制度の導入により個人・企業にとっては種々のメリットが期待できます。しかしながら、導入前の準備をはじめ、導入後の管理等、企業側が行わなければならない対応には注意が必要となってきます。政府広報をはじめ周りの状況に目を配っていききたいものです。



法人番号の制度概要（指定・通知・公表）について説明します。

指定

- ・ 国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。
- ・ これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることにより法人番号の指定を受けることができます。

会社や国の機関等については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されます。



愛称：マイナちゃん

ポイント!

1法人に
1番号のみ

通知

- ・ 平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書の送付を開始します。



ポイント!

登記上の所在地に
通知書をお届け

公表

- ・ 法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネット（法人番号公表サイト）を通じて公表します。



ポイント!

法人番号は
どなたでも
自由に利用可能

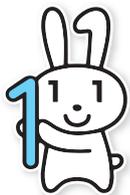
法人番号は、どなたでも利用可能で、インターネット上で公表します。

国税庁法人番号公表サイトの特徴

- ① 法人情報を番号・名称・所在地で検索
- ② 法人情報のダウンロード機能
- ③ Web-API機能（システム間連携インタフェース）



- ④ マルチデバイス対応 パソコンからの利用に加えて、タブレット、スマートフォンからも利用可能



社会保険・税番号制度
国税庁 法人番号公表サイト

検索方法について調べたい場合は、次の「ご利用方法について」をタップしてください。

ご利用方法について

法人番号で
法人の商号及び所在地などを調べる

法人番号 13桁 半角数字

1234567890123 検索

0桁

複数の法人番号をまとめて検索したい場合は、次の「法人番号をまとめて検索する」をタップしてください。

法人番号をまとめて検索する

検索機能

- ・ あいまい検索
- ・ 絞り込み検索
- ・ 五十音順、都道府県別の並び替え

データダウンロード機能

- ・ 月末時点のすべての最新情報
- ・ 日次の更新情報
- ・ データ形式はCSV、XML

Web-API機能

企業等のシステムから法人情報を直接取得するためのインタフェースの提供

Q 法人番号はどのような団体に指定されるのですか。

A 法人番号は、①国の機関、②地方公共団体、③会社法その他の法令の規定により設立の登記をした法人のほか、④上記以外の法人又は人格のない社団等であって、法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有することとなる団体に指定されます。

④について、より具体的に申し上げますと、税法上、給与等の支払をする事務所の開設等の届出書、内国普通法人等の設立の届出書、外国普通法人となった旨の届出書、収益事業開始の届出書又は消費税課税事業者届出書を提出することとされている団体に対して、法人番号が指定されます。

また、法人番号は1法人に対し1番号のみ指定されますので、法人の支店や事業所等には法人番号は指定されません。

※個人事業者に対しては、法人番号は指定されません。

Q 法人番号の利用範囲は個人番号と同じですか。

A 法人番号自体には、個人番号とは異なり利用範囲の制約がありませんので、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

行政分野における法人番号の利用について申し上げますと、平成28年1月以降、税分野の事務において行うこととされており、例えば、法人税の申告の場合、平成28年1月以降に開始する事業年度に係る申告から法人番号を記載いただくこととなります。



Q 法人番号はどこへ通知されるのですか。

A 設立登記法人については、登記されている本店又は主たる事務所の所在地へ、設立登記法人以外の法人や人格のない社団等で国税に関する法律に規定する届出書を提出している団体については、当該届出書に記載された本店又は主たる事務所の所在地へ通知されます。

参考

設立登記法人が本店又は主たる事務所の所在地の変更の登記手続きを行っていない場合や、設立登記法人以外の法人等が税務署へ届け出ている本店又は主たる事務所の所在地の変更手続きを行っていない場合には、変更前の本店又は主たる事務所の所在地へ通知されることとなります。



Q 法人番号はどのように公表されるのですか。また、どのような情報が公表されるのですか。

A 法人番号は、インターネット（法人番号公表サイト）を通じて公表することを予定しています。

公表される情報は、法人番号の指定を受けた団体の①商号又は名称、②本店又は主たる事務所の所在地及び③法人番号の3項目（基本3情報）です。

また、法人番号の指定を受けた後に、商号や所在地等に変更があった場合には、公表情報を更新するほか、変更履歴も併せて公表することとしています。

なお、法人番号の指定を受けた団体のうち、人格のない社団等の公表については、国税庁長官がその代表者又は管理人の同意を得なければならない（番号法第58条第4項）とされています。そのため、公表に対して当該同意をした人格のない社団等についてのみ、基本3情報が公表されることとなります。

中高生の「税の作文」を募集

税務署では、毎年、中学生・高校生の皆さんから「税についての作文」を募集しています。

これは、将来を担う中高生の皆さんが、税に関するテーマとして作文を書くことを通じて、税について関心を持っていただき、また、税について正しい理解を深めていただくことを目的としているものです。

本年度も、中学生・高校生の皆さんからのご応募をお待ちしています。

募 集 要 項

◎中学生の「税についての作文」

- 応募資格 中学生
- テ ー マ 税に関すること(内容が税に関するものであれば何でも構いません。)
(例)○税のしくみや使われ方について家庭などで見聞きしたこと
○税の申告や納付に関して思ったこと
※応募作品は本人が創作したもので未発表のものに限ります。
- 応募点数 1人1編
- 文 字 数 400字詰め原稿用紙3枚、1,200字以内 (題名を含む)
なお、作文のはじめに所属の中学校名・学年・氏名(ふりがな)・性別・題名を記載してください。
- 締 切 り 平成27年9月4日(金)
- 提 出 先 各地区の納税貯蓄組合連合会(各々の学校を經由して提出してください。)
- 表 彰 入選作品には賞状と記念品を贈呈します。
- 発 表 入選作品は、「全国納税貯蓄組合連合会ホームページ」、「国税庁ホームページ」及び「税のしるべ」などで紹介します。
- そ の 他 作品はお返しできません。

◎税に関する高校生の作文

- 応募資格 高校生
- テ ー マ 税の意義と役割について考えたこと(税の意義とその役割について、自分で考えたことや体験を通じて考えたこと、問題意識を持ったことなど、自らの言葉で表現しているものであれば、何でも結構です。)
(例)○税や財政等の学習を通じて考えたこと
○税に関するニュースや身近な税の話題について考えたこと
※応募作品は本人が創作したもので未発表のものに限ります。
- 応募点数 1人1編
- 文 字 数 800字以上1,200字以内
なお、作文の冒頭に学校名・学年・氏名(ふりがな)・性別・題名を記載してください。
- 締 切 り 平成27年9月4日(金)
- 提 出 先 高崎税務署(各々の学校を經由して提出してください。)
- 表 彰 優秀作品には賞状と記念品を贈呈します。
- 発 表 優秀作品は、国税庁ホームページや国税庁・国税局・税務署が作成する広報誌等に掲載するほか、報道機関等に資料提供するなど、広く発表します。
- そ の 他 作品はお返しできません・なお、作品の著作権は国税庁に帰属します。

表紙説明

松井田七夕まつり

安中市松井田青年部では、例年7月最終週の土曜日、日曜日(予定)に「松井田七夕まつり」を開催しています。

『手づくりのお祭り』ではございますが、安中市・観光協会・教育委員会・法人会松井田地区会・松井田商店連盟のご支援のもと、有志の方々のご協力も頂き、新しい企画を混じえながら、松井田の夏の風物詩として楽しいイベントにしようと思っております。

ぜひ、ご家族お揃いでお出かけ下さい。【思い出づくり、町づくり】となれば幸いです。



法人会 消費税期限内納付 推進運動

高崎税務署管内3市2町村・高崎法人会16地区会



法人だより第157号

平成27年7月10日発行(年4回4・7・10・1月10日発行)
 (発行所)一般社団法人 高崎法人会
 〒370-0006
 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所ビル506号
 TEL 027(363)4526 FAX027(363)4576
 E-mail:office@takasaki-hojinkai.com
 U R L:http://www.takasaki-hojinkai.com/
 (企画・編集)広報委員会:委員長 嶋方 徳郎
 (編集・印刷)荒瀬印刷株式会社

法人会会員証シール 研修会出席証シール のご案内

会員証

(ブルー)

決算説明会
出席証

(オレンジ)

研修会
出席証

(イエロー)

高崎法人会は税務署の協力団体として、適正な申告・納税に向け、各種活動を行っております。

このシールは、法人会の会員の証明及び、会員企業が税務説明会・研修事業に出席した証明となるものです。

このことにより、会員企業の地位向上を目指します。

《書類を提出し申告される皆様へ》

◆会員証シール (大)

◆法人会会員証シール (小)

◆研修会出席証シール (小)

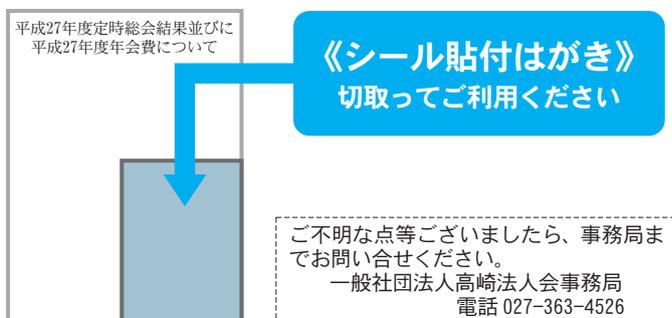
左下の小さなシールは「法人税確定申告書」(別表1)の青い用紙1枚目に貼付してご利用ください。

※研修会出席証シールには「決算説明会出席証」と「研修会出席証」があります。

《イータックスで申告される皆様へ》

「シール貼付はがき」について

税務署提出用の各種シール貼付はがきを、今号に同封させていただきましたので、ご利用いただければ幸いです。



自動振替で会費を納入 頂いている皆様へ

振替日変更のお知らせ

今年度から振替日が変更となります。

旧) 7月15日

新) 7月22日

平成26年度



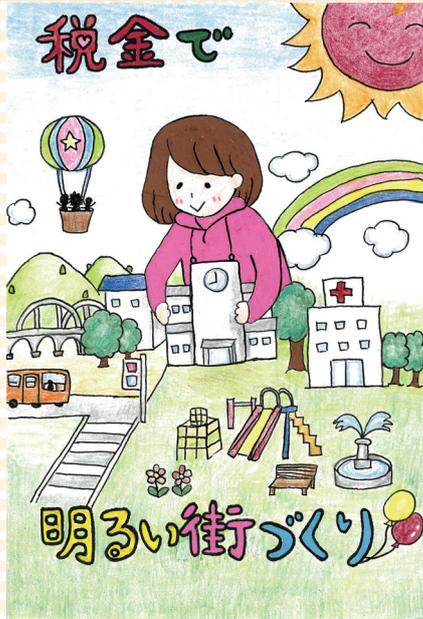
第6回

ぜい 税に関する

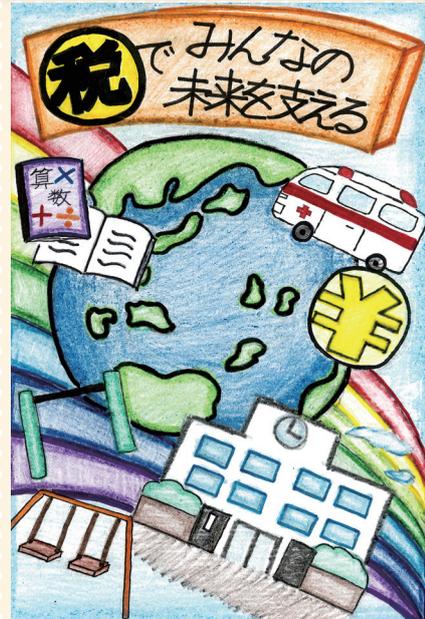
え はがき コンクール

高崎 税務署長賞

関東信越税理士会 高崎支部長賞



渋川市立渋川南小学校 吉田 春香さん



高崎市立南小学校 浅岡 美穂さん

高崎法人会女性部会長賞

高崎法人会会長賞



高崎市立南陽台小学校 井上 明日香さん



渋川市立中郷小学校 小湊 里菜さん

※優秀賞作品はP.10に掲載してあります。

法人会は

「正しい納税・健全な経営・社会貢献」

をテーマに活動する全国90万社の経営者の団体です。

いつの時代も「企業」と「税務」は切っても切れない関係であります。

長年、法人会は、正しい納税者の団体として、企業と税務のパイプ役として、また、良き経営者を目指すものの団体として各種事業や社会貢献活動を行っています。

法人だより



松井田七夕まつり

表紙説明はP.26

平成27年度 定時総会
 新会長に横田貞一氏を選任

マイナンバー制度が始まります！

(一社) 高崎法人会
 平成28年度 税制改正要望意見書

経営者が心掛ける
 「気づくための4つのポイント」

高崎税務署管内 税務協力団体

 一般社団法人 高崎法人会

高崎地区会 渋川地区会 安中地区会 群馬地区会
 吉岡地区会 榛東地区会 子持地区会 倉渕地区会

榛名地区会 松井田地区会 伊香保地区会 箕郷地区会
 新町地区会 北橋地区会 赤城地区会 吉井地区会